

# 部位別後遺障害等級一覧

部位	等級	号	内容	喪失率等	備考
手指	3	5	両手の手指の全部を失ったもの(注6)	(喪)100% (自賠)2219 (青)1800~2200 (赤)1990 (人傷)1100	(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中手骨とを離断した場合が該当する。
	4	6	両手の手指の全部の用を廃したものの(注9)	(喪)92% (自賠)1889 (青)1500~1800 (赤)1670 (人傷)950	(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
	6	8	手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの(注6)	(喪)67% (自賠)1296 (青)1100~1300 (赤)1180 (人傷)600	(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中手骨とを離断した場合が該当する。
	7	6	手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの(注19・注6)	(喪)56% (自賠)1051 (青)900~1100 (赤)1000 (人傷)500	(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月1日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
	7	7	手の5の手指または親指を含み4の手指の用を廃したものの(注19・注9)		(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
	8	3	手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの(注6・注19)	(喪)45% (自賠)819 (青)750~870 (赤)830 (人傷)400	(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中手骨とを離断した場合が該当する。
	4	4	手の親指を含み3の手指の用を廃したものの又は親指以外の4の手指の用を廃したものの(注9・注19)		(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月1日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
	9	12	手のおや指又は親指以外の2の手指を失ったもの(注6)	(喪)35% (自賠)616 (青)600~700 (赤)690 (人傷)300	(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中手骨とを離断した場合が該当する。
	13	13	手のおや指を含み2の手指の用を廃したものの又はおや指以外の3の手指の用を廃したものの(注9)		(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
	10	7	手のおや指又は親指以外の2の手指の用を廃したものの(注9・注19)	(喪)27% (自賠)461 (青)480~570 (赤)550 (人傷)200	(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
	11	8	手のひとさし指、中指又は薬指を失ったもの(注6・注19)	(喪)20% (自賠)331 (青)360~430 (赤)420 (人傷)150	(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中手骨とを離断した場合が該当する。
	12	9	手のこ指を失ったもの(注6・注19)	(喪)14% (自賠)224 (青)250~300 (赤)290 (人傷)100	(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
	10	10	手のひとさし指、中指又は薬指の用を廃したものの(注9)		(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月1日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
	13	6	手の小指の用を廃したものの(注19・注9)	(喪)9% (自賠)139 (青)160~190 (赤)180 (人傷)60	(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
7	7	手の親指の指骨の一部を失ったもの(注45)		(注45)指骨の一部を失って(遊離骨片の状態を含む)いることが線写真等によって確認できるものが該当する。	
14	6	手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの(注48)平成16年改正	(喪)5% (自賠)75 (青)90~120 (赤)110 (人傷)40	(注48)にの号は、平成16年施行令改定により要件が変更されているので注意。	